

田川市一般コミュニティ助成事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が制定したコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき実施する助成事業（一般コミュニティ助成事業に限る。以下「助成事業」という。）に係る市からセンターへの申請その他の事務を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成事業の助成金の交付に関しては、予算の範囲内で交付することとし、田川市補助金交付規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるコミュニティは、区又は校区活性化協議会であって、かつ、別表に定める助成対象コミュニティ基準の要件を満たすものとする。

(事業の周知)

第3条 市長は、助成の対象となるコミュニティに助成事業の内容を通知することにより周知を図るものとする。

(相談会等)

第4条 助成事業の申請を希望するコミュニティ（以下「申請者」という。）は、市が開催する相談会に参加し、あらかじめ助成事業について協議した上で、一般コミュニティ助成申請予定書（様式第1号）を作成しなければならない。

2 申請者は、一般コミュニティ助成申請予定書を作成したときは、速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 申請者は、前項の一般コミュニティ助成申請予定書をコミュニティ内の住民に広く周知し、その理解を得るよう努めなければならない。

(助成申請)

第5条 申請者は、前条第2項の承認を受けたときは、一般コミュニティ助成申請希望書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出することができる。

2 前項の申請は、市長が別に定める募集期間内に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請の内容は、変更できないものとする。ただし、購入予定物品の同等品への変更及び購入の取りやめについては、この限りでない。

(抽選会)

第6条 市長は、2以上のコミュニティから申請があった場合は、抽選会を開き、抽選により優先順位を決定するものとする。

(結果通知)

第7条 市長は、第5条の申請の結果について、一般コミュニティ助成希望結果通知書(様式第3号)により、優先順位を付して当該コミュニティに通知するものとする。

(助成の決定)

第8条 市長は、センターから助成が決定した、又は助成対象とならなかった旨の通知を受けたときは、速やかに申請があったコミュニティに対し、一般コミュニティ助成事業申請結果通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(助成金交付の時期)

第9条 助成金は、規則第11条第1項ただし書の規定により、一括して事前に交付するものとする。

(助成の制限)

第10条 第2条の規定にかかわらず、この告示により助成金を交付されたコミュニティは、交付を受けた年度の翌年度から20年間、助成対象から除く。ただし、他のコミュニティの申請がない場合は、この限りでない。

(事業内容の変更)

第11条 助成の決定を受けたコミュニティは、第5条第3項ただし書の規定により事業の内容に変更が生じた場合は、直ちに一般コミュニティ助成事業変更申請希望書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更申請結果)

第12条 市長は、センターから助成事業についての変更申請結果通知があったときは、速やかに助成の決定を受けたコミュニティに対し、一般コミュニティ助成事業変更申請結果通知書(様式第6号)により変更の内容を通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 助成の決定を受けたコミュニティは、事業が完了した場合は、直ちに一般コミュニティ助成事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、その内容が適当と

認めるときは、助成金の交付額を確定し、速やかに提出したコミュニティにその旨を通知する。

- 2 市長は、前項の規定により確定した助成金の交付額が第8条の規定により通知した額（第12条の規定により通知した場合にあっては、当該通知した額）と同額であるときは、同項の規定による通知を省略することができる。

（庶務）

第15条 この告示に関する事務及び抽選会の庶務は、総務部安全安心まちづくり課において処理するものとする。

附 則（平成30年告示第221号）

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第189号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

助成対象コミュニティ基準

この基準は、田川市一般コミュニティ助成事業事務取扱要綱第2条の規定に基づき、助成対象となるコミュニティに必要な要件を定めるものとする。

| 項 目 | 内 容 |
|---------|---|
| 活 動 状 況 | 十分な組織体制及び活動実績を有し、現に活発に活動していること。 |
| 運営の妥当性 | 会計面を含めた運営等が適正に行われており、規約、事業計画、予算書等が提出できること。 |
| 具 体 性 | (1) 事業内容、実施方法等が具体的に考えられていること。 (2) 相談会に出席し、申請内容を具体化できること。 (3) コミュニティの総会等に一般コミュニティ助成申請予定書を提出し、地区住民の賛同を得られること。 |
| 効果及び成果 | (1) 具体的な効果及び成果が期待でき、事業完了後、直ちに事業報告書を提出することができること。 (2) 助成金の交付後3年間、活動を継続し、年度ごとに事業報告書を提出することができること。 |